

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）

- 一 消費者庁新未来創造戦略本部の設置を機に、国際的視点を踏まえた消費者政策を一層加速するとともに、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、消費者くらし政策課及び消費生活創造室を消費者政策課へ改組することとした。
- 二 地方創生の取組を推進するとともに、移住交流の促進をはじめとするとくしま回帰に向けた取組の更なる強化のため、地方創生推進課をとくしま回帰推進課へ改組することとした。
- 三 未来技術を活用したイノベーションの創出や市町村支援を通じ、Society 5・0の実現に向けた取組を推進し、地域課題の解決を図るため、地域振興課をSociety 5・0推進課へ改組することとした。
- 四 アクティブシニアの活躍や障がい者によるスポーツ及び文化芸術活動の振興、県内在住外国人への支援等を通じ、多様な個人が活躍し、自己実現できる社会の実現に向けた取組を総合的に推進するため、ダイバーシティ推進課を設置することとした。
- 五 図書館等の社会教育施設を知事が所管することにより、当該施設とあわ文化の振興や文化財の保護及び活用といった文化行政との連携を強化し、交流人口の拡大に繋げるため、徳島県文化の森振興センターを設置することとした。
- 六 県内の競技力の向上はもとより、東京オリンピック・パラリンピックへの対応や、ワールドマスタースターズゲームズ関西二千二十一の開催準備を強力に推進する体制を整備するため、国際スポーツ局及び国際スポーツ大会課を設置することとした。
- 七 地域包括ケアシステムを構築するとともに、フレイル予防や認知症対策による介護予防の充実を図り、高齢者が地域で健康に過ごせる環境を実現するため、長寿いきがい課に生涯健康室を設置することとした。
- 八 新たな森林管理システムによる施策やインターネット・オブ・シングス活用関連技術、人工知能関連技術等を活用し、林業の成長産業化を図り、地方創生の実現を目指すスマート林業プロジェクトを推進するため、林業戦略課をスマート林業課へ改組することとした。
- 九 治水、利水や災害対策等の幅広い観点から、地域の特性及び実情を踏まえた流域単位の流域水管理行動計画の策定を推進するとともに、命を守るためのソフト対策を加速するため、水管理政策課及び水災害対策室を設置することとした。
- 十 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。
- 十一 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。  
徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）
  - 一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。
  - 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。  
機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第五十五号）
    - 一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。
      - 1 徳島県会計規則
      - 2 徳島県収入証紙条例施行規則
      - 3 徳島県公有財産取扱規則

- 4 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
  - 5 河川法施行細則
  - 6 徳島県職員被服等貸与規則
  - 7 徳島県物品購入審査委員会規則
  - 8 徳島県職員の勤務発明等に関する規則
  - 9 徳島県県有車両管理規則
  - 10 徳島県用度事業特別会計規則
  - 11 徳島県庁舎等管理規則
  - 12 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則
  - 13 正木ダム操作規則
  - 14 福井ダム操作規則
  - 15 徳島県公文書管理規則
  - 16 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則
  - 17 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則
- 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。